

○鹿児島市給水条例施行規程

昭和53年8月19日

水道局規程第14号

(注) 昭和60年12月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 鹿児島市給水条例(昭和43年条例第43号。以下「条例」という。)の施行については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(給水装置の新設等の工事の申請等)

第2条 条例第4条の規定により、給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)若しくは撤去の工事(以下「給水装置の新設等の工事」という。)を申し込む場合又は第27条第2項の規定により条例第10条第3項に規定する受水槽以下設備の改造若しくは撤去の工事(以下「受水槽以下設備工事」という。)を届け出る場合は、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書(様式第1号)によつて行わなければならない。

2 条例第4条の規定により、給水装置の新設等の工事の承認を受けた者がその設計を変更し、当該工事を中止し、若しくはその申込みを取り消そうとするとき又は第27条第2項の規定による工事の届出を変更し、工事を中止し、若しくはその届出を取り消そうとするときは、直ちに給水装置工事等変更届出書(様式第1号の2)を鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に届け出なければならない。

(平10水道局規程4・平12水道局規程12・平23水道局規程4・令6水道局規程5・一部改正)

(委任状の提出)

第3条 給水装置の新設等の工事を申込み者(以下「工事申込者」という。)は、当該工事の申請並びに設計及び施行その他工事に関する事項を指定給水装置工事事業者(以下「指定給水工事事業者」という。)に委託して行おうとするときは、管理者に委任状(様式第1号の4)を提出するものとする。

(令7水道局規程2・全改)

(第三者の異議についての責任)

第4条 給水装置の新設等の工事の施行について利害関係人その他の者に異議があるときは、工事申込者の責任において処理しなければならない。

(平10水道局規程4・一部改正)

(給水装置の新設等の工事の審査)

第5条 管理者は、給水装置の新設等の工事の申込みを受けたときは、第2条第1項に規定する設計書により、その計画が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準(以下この条において「構造・材質基準」という。)に適合するか否かについて審査を行う。

- 2 管理者は、前項の審査の結果、給水装置が構造・材質基準に適合するときは、その給水装置の新設等の工事を承認するものとする。
- 3 給水装置の新設等の工事の承認を受けた者が、既に承認を受けた事項を変更しようとするときも前2項の規定によるものとする。

(平10水道局規程4・平14水道局規程22・令元水道局規程2・一部改正)

(手数料の納入)

第6条 条例第26条の2第3号に規定する工事検査手数料は、同条第2号に規定する設計審査手数料を納入する際に合わせて納入するものとする。

- 2 第2条第2項に規定する届出があつた場合において、既納した設計審査手数料又は工事検査手数料の対象となる局メーター(条例第6条の2に規定する局メーターをいう。以下同じ。)口径の区分に変更を生じたときは、当該手数料と変更後の局メーター口径に係る設計審査手数料又は工事検査手数料との差額を追徴し、又は還付することができる。ただし、既納の設計審査手数料は還付しない。

(平10水道局規程4・全改、令8水道局規程18・一部改正)

(給水負担金の納入等)

第6条の2 管理者は、条例第25条第4項に規定する給水負担金の納入があつたときは、局メーターを貸与するものとする。

- 2 条例第25条第4項ただし書きの規定により給水負担金を納入通知書発行日の翌日以降の納入(以下「後納」という。)を希望する者は、納入通知書の発行前に後納とする必要性として管理者が認める理由を記載してある給水負担金後納申請書(様式第1号の3)を管理者に提出するものとする。
- 3 後納する場合の納入期限は、納入通知書の発行日から起算して40日となる日又は承認された工事の完成予定日のいずれか早い日とする。

(令2水道局規程7・追加、令8水道局規程18・一部改正)

第7条 削除

(平12水道局規程7)

(給水装置の新設等の工事のしゅん工届の提出)

第8条 給水装置の新設等の工事の承認を受けた者は、当該工事がしゅん工したときは、直ちに管理者に届出なければならない。

(平10水道局規程4・一部改正)

(給水管及び給水用具の構造及び材質等の基準)

第9条 条例第6条の2第1項に規定する給水管及び給水用具の構造及び材質並びに同条第2項に規定する工法、工期その他工事上の条件については、管理者が別に定める。

(平10水道局規程4・全改)

(権利義務の継承)

第10条 管理者の承認なくして、給水装置の所有権を譲受したものは、前所有者に属した権利義務を合わせて継承したものとする。

2 水道の使用の申込み及び水道の使用をやめるときの届出をしないで継続して使用するものは、前使用者の権利義務を継承したものとする。

(平10水道局規程4・一部改正)

(局メーターの設置の費用負担)

第11条 条例第10条第2項に規定する管理者の負担となる局メーターの設置に要する費用とは、当該給水装置の工事費のうち、局メーター(本体のみに限る。)に係る材料費相当額をいう。

(令8水道局規程18・一部改正)

(局メーターの亡失等の届出)

第12条 使用者等は、条例第10条第6項に規定する局メーターを亡失し、又は損傷したときは、メーター(亡失・損傷)届出書(様式第2号)により届け出なければならない。

(平10水道局規程4・平23水道局規程4・令8水道局規程18・一部改正)

(私設消火栓^{せん}の使用)

第13条 私設消火栓^{せん}は、条例第11条の規定により使用する場合は、管理者が封かんする。

2 私設消火栓^{せん}を消防演習に使用する場合には、その1回の使用時間が20分を超過してはならない。

(公設消火栓^{せん}その他の水道施設からの臨時給水)

第14条 公設消火栓^{せん}その他の水道施設から臨時に給水を受けようとする者は、臨時給水許可申請書(様式第2号の2)を管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 管理者の許可を得て公設消火栓^{せん}その他の水道施設を使用するときは、管理者の指定する職員の立会いのうえ、行わなければならない。

3 規定時間外において、職員の立会いを必要とするときは、その所要実費額を徴収する。

(平10水道局規程4・一部改正)

(水道の使用の申込み)

第15条 条例第8条の2の規定により水道を使用しようとする者は、水道使用申込書(様式第2号の3)により申し込まなければならない。ただし、管理者が認めたときは、この申込書によらないことができる。

(平10水道局規程4・全改)

(使用者等の届出)

第16条 使用者等が条例第12条の規定により、次の各号の一に該当するときは、当該各号の定める届出書により届け出なければならない。

(1) 水道の使用をやめる(休止又は廃止する)とき 給水装置(休止・廃止)届出書(様式第3号)。ただし、学校等プールで水道の使用を一時的に休止する場合にあつては、プールの休止期間届出書(様式第3号の2)によるものとする。

- (2) 給水装置の用途を変更するとき 給水装置(用途・種別)変更届出書(様式第4号)
- (3) 私設消火栓を消防演習に使用するとき 私設消火栓演習使用届出書(様式第5号)
- (4) 代表者又は管理人を選定したとき 給水装置兼受水槽設備(代表者・管理人)選定届出書(様式第6号)
- (5) 使用者等の氏名又は住所に変更があつたとき 給水装置(所有者・使用者・管理人)異動届出書(様式第7号)
- (6) 私設消火栓を消火に使用したとき 私設消火栓使用届出書(様式第8号)
- (7) 共用給水装置の使用世帯数に変更があつたとき 共用給水装置使用世帯数異動届出書(様式第9号)

(平10水道局規程4・追加、令元水道局規程2・令7水道局規程2・一部改正)

(受水槽及び直結増圧式給水装置における増圧装置以下の設備に係る管理人の設置等)

第17条 管理者は、受水槽式給水及び直結増圧式給水による配管等の設備について、所有者に対し、当該設備の修繕その他の維持管理を行わせるため、条例第7条第1項の規定に準じて、管理人を置くことを求めることができる。

2 前項の規定により管理人を置いたときは、所有者は、管理者に届け出るものとする(様式6号)。届け出た管理人の氏名又は住所に変更があつたときもまた、同様とする。

(平10水道局規程4・平14水道局規程22・令7水道局規程2・一部改正)

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第17条の2 条例第36条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、毎年1回以上定期に、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者による給水栓における水の臭気、味、色、色度、濁度に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

(平14水道局規程22・追加、平15水道局規程10・平16水道局規程3・令元水道局規程9・令6水道局規程5・一部改正)

(給水装置及び水質の検査)

第18条 使用者等は、条例第14条第1項に規定する給水装置又は水質の検査を請求するときは、給水装置・水質検査請求書(様式第10号)によつて行わなければならない。

2 条例第14条第2項に規定する特別の費用を要するときは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 給水装置については、その機能に関する通常の検査以外の検査を行うときは、検査を要する原因が管理者以外の者の故意若しくは過失による場合の検査を行うとき。

(2) 水質については、飲料水の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

3 第1項に規定する給水装置のうち、局メーターの検査の結果、水量の差異が使用公差を超過したときは、管理者が必要と認めた期間の使用水量を更正する。ただし、水量の差異が使用公差以内であるときは、使用水量を更正しない。

(平10水道局規程4・令8水道局規程18・一部改正)

(検査の立会い)

第19条 給水装置の検査は、申込者又はその代理人の立会いのうえ行う。立会いをしないときは、その検査に対して異議を申し立てることができない。

(平10水道局規程4・一部改正)

(標識)

第20条 管理者は、建物の門戸等見易いところに、標識(様式第12号)を掲げるものとする。

(平10水道局規程4・平12水道局規程7・一部改正)

(使用水量の端数計算)

第21条 局メーターの検針による使用水量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、その端数は次回検針による使用水量に算入するものとする。ただし、水道の使用を中止、又は廃止した場合において、検針による使用水量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、これを1立方メートルとして計算する。

(平10水道局規程4・令8水道局規程18・一部改正)

(使用の休止又は廃止の届出のない場合の料金)

第22条 条例第12条第1項第1号の規定による水道の使用をやめるときの届出がない場合においては、水道を使用していないときであつても基本料金を徴収する。ただし、管理者が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(平10水道局規程4・一部改正)

(共用給水装置等の使用水量の端数計算)

第23条 条例第17条第1項及び条例第21条の規定による使用水量の均等割計算において、1世帯当たり又は各戸の使用水量に500リットル未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、500リットル以上1立方メートル未満の端数を生じたときは、これを1立方メートルに切り上げる。

(平10水道局規程4・平23水道局規程4・一部改正)

(用途の適用基準)

第24条 条例第17条第2項の規定による用途の適用基準は、次のとおりとする。

(1) 専用給水装置

ア 一般用 公衆浴場用以外の用途に使用するものをいう。

イ 公衆浴場用 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定に基づく許可を受けた公衆浴場のうち、鹿児島県公衆浴場法施行条例(昭和44年条例第24号)第2条第1項に規定する一般公衆浴場であつて、物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条及び物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)第11条の規定により、鹿児島県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場に使用するものをいう。

(2) 共用給水装置

一般用 条例第3条第2号に規定する共用給水装置により使用するものをいう。

(3) 私設消火栓 条例第3条第3号に規定する私設消火栓により使用するものをいう。

(昭62水道局規程8・平10水道局規程4・一部改正)

(定例日以外の日に使用水量を計量する場合)

第25条 条例第19条第2項の規定により、必要と認めたときは、次の各号の一に該当する日をいう。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める日

(3) 災害その他特別な事由が存する日

(平5水道局規程7・平10水道局規程4・一部改正)

(日割りによる基本料金の算定)

第25条の2 条例第20条第1項に規定する日割りによる基本料金の算定方法は、次の表の状況の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の算定方法の欄に掲げるとおりとする。

状況	使用日数	1か月相当日数	算定方法
継続して水道を使用してきた者に係る休廃止日(水道の使用を休止又は廃止した日をいう。以下この条において同じ。)が、休廃止日前の最も近い定例日の翌日から休廃止日以後の最初の定例日までの間にある場合	休廃止日前の最も近い定例日の翌日から休廃止日までの日数	休廃止日前の最も近い定例日の翌日から休廃止日以後の最初の定例日までの日数	その使用に係る条例第16条第1項の基本料金×使用日数÷1か月相当日数
使用開始日(水道の使用を開始又は再開した日をいう。以下この条において同じ。)以後	使用開始日から起算して使用開始日以後の最初の定例日まで	使用開始日前の最も近い定例日の翌日から使用開始日以後の	その使用に係る条例第16条第1項の基本料金×使用日数÷1か月相

に迎える2回目の定例日の翌 日以後も継続して水道を使用 する場合	の日数	最初の定例日までの 日数	当日数
使用開始日及び休廃止日が同 日の場合	1日	使用開始日前の最も 近い定例日の翌日か 使用開始日以後の 最初の定例日までの 日数	その使用に係る条例第 16条第1項の基本料金 ×使用日数÷1か月相 当日数
使用開始日から休廃止日の前 日までの間に定例日を含まな い場合	使用開始日から起算 して休廃止日までの 日数	使用開始日前の最も 近い定例日の翌日か 使用開始日以後の 最初の定例日までの 日数	その使用に係る条例第 16条第1項の基本料金 ×使用日数÷1か月相 当日数
使用開始日から休廃止日の前 日までの間に定例日を1回含 む場合	ア	使用開始日から 起算して使用開 始日以後の最初 の定例日までの 日数	その使用に係る条例第 16条第1項の基本料金 ×アに係る使用日数÷ アに係る1か月相当 日数+その使用に係る条
	イ	休廃止日前の最も 近い定例日の 翌日から休廃止 日までの日数	例第16条第1項の基本 料金×イに係る使用日 数÷イに係る1か月相 当日数

(平24水道局規程18・追加)

(共同住宅に係る料金算定の特例)

第26条 管理者は、条例第21条に規定する共同住宅の各戸(大学等の学生寮にあつては各居室をいう。以下同じ。)の使用者が、次の各号に定める基準に適合していると認めたときは、アパート料金適用申請書(様式第13号)による申請によつて、各戸の使用水量を均等割とし、それぞれに条例第16条第1項の料金表を適用して料金を算定し、共同住宅の使用者の料金を一括して徴収する。

- (1) 共同住宅の屋内に給水栓^{せん}が設置されていること。
- (2) 共同住宅(大学等の学生寮を除く。)の各戸がそれぞれ単独に水を使用する設備を有していること。
- (3) 各戸の使用者が専ら家事の用に水道を使用するものであること。
- (4) 大学等の学生寮にあつては、各居室が完全に区画され独立していること、かつ、料金の負担者が各居室の入居者であること。

2 前項に規定する「大学等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、専修学校及び各種学校とする。

3 第1項の場合において、住宅と店舗・事務所等を併設する共同住宅については、次の各号に定めるところによる。

(1) 店舗・事務所等に所有者の負担となる水道メーター(以下この項において「自己材メーター」という。)が取り付けられている場合は、その自己材メーターの口径に応じ、条例第16条第1項の料金表を適用し、基本となる局メーターの指示水量から店舗・事務所等分の水量を差し引いた水量を住宅分の水量とし、第1項の規定を適用する。

(2) 店舗・事務所等に自己材メーターが取り付けられていない場合は、住宅分又は店舗・事務所等分の水量を申告させ、その水量を基本となる局メーターの指示水量から差し引いた水量を店舗・事務所等分又は住宅分の水量とし、店舗・事務所等分については、基本となる局メーターの口径に応じ条例第16条第1項の料金表を適用し、住宅分については、第1項の規定を適用する。

(平6水道局規程18・平10水道局規程4・平23水道局規程4・平24水道局規程14・令8水道局規程18・一部改正)

(共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収等)

第27条 前条の規定にかかわらず、管理者は、各戸の使用水量を計量するための局メーターが設置されている共同住宅(店舗又は事務所が併設されている共同住宅を含む。)又は条例第9条に規定する遠隔測定式水道メーター等が取り付けられている建物が別に定める条件に適合している場合は、各戸の使用水量の検針及び料金の徴収を行うことができる。

2 前項により、各戸の使用水量の検針及び料金の徴収の適用を受けている建物において、受水槽以下設備工事をしようとする者は、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書(様式第1号)により、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(平23水道局規程4・全改、令8水道局規程18・一部改正)

(使用水量の認定方法)

第28条 条例第22条に規定する使用水量の認定については、使用水量の認定に関する規程(昭和50年水道局規程第11号)の規定するところによるものとする。

(昭60水道局規程21・一部改正)

(料金の納入期限等)

第29条 納付制による料金の納入期限は、納入通知書の発行月の翌月10日とする。ただし、管理者が別に納入期限を指定したものについては、この限りでない。

2 口座振替制による料金の納入期限は、管理者が別に定める振替指定日とする。

3 水道の使用を休止し、若しくは廃止したとき又は水道を臨時に使用したときは、その都度料金を徴収する。

4 工事費その他の費用は、必要の都度徴収する。

(昭60水道局規程21・平元水道局規程5・平12水道局規程7・一部改正)

(工事負担金)

第30条 条例第26条に規定する工事負担金の額の算定方法その他取扱については、管理者が別に定める。

(船舶給水の届出)

第31条 船舶給水を業として行おうとする者は、船舶給水業届出書(様式第14号)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定により届出書を提出した者は、同項の届出書の記載事項に変更を生じたときは、その都度管理者にその旨を届け出なければならない。

(平10水道局規程4・全改)

(給水の停止の方法)

第32条 条例第31条に規定する給水の停止は、給水栓^{せん}の封印若しくは止水栓^{せん}、制水弁の阻止、局メーターの撤去又は配水管との連絡を切断することによって行う。

(令8水道局規程18・一部改正)

(補則)

第33条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(鹿児島市給水条例施行規程の廃止)

2 鹿児島市給水条例施行規程(昭和43年水道局規程第13号。以下「旧規程」という。)は廃止する。

(経過措置)

3 第31条の規定は、昭和53年10月1日以後の申込みに係るものについて適用し、昭和53年9月30日以前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

4 この規程の施行の日の前日までに、旧規程の規定に基づいてなした届出その他の行為は、この規程の適用については、この規程の相当規定によつてしたものとみなす。

(鹿児島市吉田簡易水道事業設置及び給水条例施行規則等の廃止に伴う経過措置)

5 この規程の施行の日前に、鹿児島市吉田簡易水道事業設置及び給水条例施行規則等を廃止する規則(平成17年規則第55号)による廃止前の鹿児島市吉田簡易水道事業設置及び給水条例施行規則(平成16年規則第263号)、鹿児島市桜島簡易水道事業給水条例施行規則(平成16年規則第264号)、鹿児島市喜入簡易水道事業設置及び給水条例施行規則(平成16年規則第265号)及び鹿児島市松元簡易水道事業設置及び給水条例施行規則(平成16年規則第266号)の規定によりされた申請その他の行為は、この規程の相当規定によりされた行為とみなす。

(平17水道局規程4・追加)

付 則(昭和54年1月11日水道局規程第1号)

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則(昭和54年7月1日水道局規程第10号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、この規程による改正前の鹿児島市給水条例施行規程第5条の規定に基づいて分納の承認を受けた者の月賦金等の納入については、なお従前の例による。

付 則(昭和54年8月20日水道局規程第13号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(昭和55年1月10日水道局規程第1号)

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則(昭和55年3月12日水道局規程第8号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の鹿児島市給水条例施行規程第3条第4項の規定は、昭和55年4月1日以後の申込みに係る給水装置工事について適用し、昭和55年3月31日以前の申込みに係る給水装置工事については、なお従前の例による。

付 則(昭和55年9月22日水道局規程第22号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、鹿児島市給水条例施行規程の一部を改正する規程による改正前の鹿児島市給水条例施行規程第5条の規定に基づいて分納の承認を受けた者の月賦金等の納入については、この規程による改正後の鹿児島市給水条例施行規程の一部を改正する規程付則第2項の規定によつてなされたものとみなす。

付 則(昭和56年3月2日水道局規程第6号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の鹿児島市給水条例施行規程第3条第1項の規定は、昭和56年4月1日以後の申込みに係る給水装置工事から適用し、昭和56年3月31日以前の申込みに係る給水装置工事については、なお従前の例による。

付 則(昭和57年5月18日水道局規程第6号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年8月12日水道局規程第15号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(昭和58年4月20日水道局規程第11号)

この規程は、昭和58年5月1日から施行する。

付 則(昭和59年7月12日水道局規程第11号)

この規程は、昭和59年9月1日から施行する。

付 則(昭和59年11月30日水道局規程第18号)

この規程は、昭和60年1月1日から施行する。

付 則(昭和60年3月30日水道局規程第7号)

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則(昭和60年12月26日水道局規程第21号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(昭和62年3月31日水道局規程第8号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(昭和62年5月28日水道局規程第15号)

この規程は、昭和62年6月1日から施行する。

付 則(平成元年2月21日水道局規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(平成2年3月31日水道局規程第2号)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

付 則(平成4年3月31日水道局規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(平成4年12月25日水道局規程第23号)

1 この規程は、平成5年1月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日までに改正前の鹿児島市給水条例施行規程の規定によりなされた申請等は、改正後の鹿児島市給水条例施行規程の規定によりなされたものとみなす。

付 則(平成5年5月26日水道局規程第7号)

この規程は、平成5年6月1日から施行する。

付 則(平成6年1月5日水道局規程第1号)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

付 則(平成6年9月1日水道局規程第18号)

この規程は、平成7年1月1日から施行する。

付 則(平成6年10月3日水道局規程第22号)

この規程は、平成7年1月1日から施行する。

付 則(平成7年3月23日水道局規程第5号)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成10年3月31日水道局規程第4号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に改正前の第31条の許可を受けていた者は、改正後の第31条の届出書を提出した者とみなす。

付 則(平成12年3月29日水道局規程第7号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成12年12月27日水道局規程第12号)

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成13年3月30日水道局規程第3号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成13年12月3日水道局規程第21号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年12月26日水道局規程第19号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年12月30日水道局規程第22号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年10月1日水道局規程第10号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第17条の2第2号の改正規定は、平成15年10月1日から施行する。

付 則(平成16年3月24日水道局規程第3号)

この規程は、平成16年3月31日から施行する。

付 則(平成17年3月18日水道局規程第4号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成18年9月21日水道局規程第10号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年9月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に改正前の様式第1号の規定により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

付 則(平成23年3月18日水道局規程第4号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前までに改正前の鹿児島市給水条例施行規程第2条又は第26条の規定によりなされた申請及び共同住宅に係る料金の算定の特例等の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則(平成24年5月30日水道局規程第14号)

この規程は、平成24年7月1日から施行し、改正後の第26条第1項に規定する申請日以後に算定される水道料金の算定から適用する。

付 則(平成24年6月29日水道局規程第18号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

付 則(平成29年5月23日水道局規程第10号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に改正前の鹿児島市下水道条例施行規程及び鹿児島市給水条例施行規程に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市下水道条例施行規程及び鹿児島市給水条例施行規程に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(平成31年3月29日水道局規程第12号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に、この規程による改正前の鹿児島市下水道条例施行規程及び鹿児島市給水条例施行規程に規定する様式により作成された書類は、この規程による改正後の鹿児島市下水道条例施行規程及び鹿児島市給水条例施行規程に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(令和元年8月21日水道局規程第2号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第16条第5号の改正規定は、令和元年8月21日から施行する。

付 則(令和元年11月12日水道局規程第9号)

この規程は、令和元年11月12日から施行する。

付 則(令和2年3月5日水道局規程第7号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に改正前の鹿児島市給水条例施行規程に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市給水条例施行規程に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(令和3年3月30日水道局規程第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前にこの規程による改正前のそれぞれの規程に規定する様式により作成された書類は、この規程による改正後のそれぞれの規程に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(令和4年3月29日水道局規程第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に改正前の鹿児島市給水条例施行規程に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市給水条例施行規程に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(令和6年3月26日水道局規程第5号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

付 則(令和7年3月6日水道局規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に改正前の鹿児島市給水条例施行規程に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市給水条例施行規程に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(令和8年3月31日水道局規程第18号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行日前に改正前の鹿児島市給水条例施行規程に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市下水道条例施行規程に規定する様式により作成された書類とみなす。

○「早稲田、豊中、国分寺」の3市は、1970年代前半から1980年代前半にかけて、急激な人口増加を遂げた。この増加は、主に市域の拡大によるものである。1970年代前半には、早稲田市は、豊中市と国分寺市とを合併し、1975年に「早稲田市」が誕生した。この合併により、早稲田市の人口は、約2倍に増加した。また、1970年代後半には、豊中市は、国分寺市と合併し、1980年に「豊中市」が誕生した。この合併により、豊中市の人口は、約2倍に増加した。このように、1970年代前半から1980年代前半にかけて、早稲田市、豊中市、国分寺市の3市は、急激な人口増加を遂げた。この増加は、主に市域の拡大によるものである。

[illegible]

様式第1号の2(第2条関係)

給排水 設備課長	南部・北部 審査係長	係	照 合	端 末 操作者

給水装置工事等変更届出書

年 月 日

鹿児島市水道事業及び
公共下水道事業管理者 殿

届出者 住 所
氏名又は名称 (法人にあつてはその代表者の氏名)

鹿児島市給水条例施行規程第2条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

給 水 装 置 工 事 場 所	鹿児島市 町 番 号 丁目
お 客 様 番 号	
給 水 装 置 番 号	第 号
所 有 者	町 番 号 丁目
	フリガナ
指定給水装置工事事業者	町 番 号 丁目
	フリガナ
変 更 内 容	
変 更 理 由	
備 考	

年 月 日 決 裁

様式第1号の3（第6条の2関係）

給排水設備 課 長	管 理 指 導 係 長	係

年 月 日

鹿児島市水道事業及び
公共下水道事業管理者

申請者 住 所

氏名又は名称 (印)自署の場合は押印不要

(連絡先 — —)

給 水 負 担 金 後 納 申 請 書

鹿児島市給水条例施行規程第6条の2第2項の規定により、給水負担金の後納を次のとおり申請します。なお、給水負担金は、納入期限までに納入します。

給 水 装 置 設 置 場 所	鹿児島市	町	番地
		丁目	番 号
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 (指定第 号)	(印) 自署の場合は押印不要 (連絡先 — —)		
理 由			
納入通知書発行希望日	年 月 日		
納 入 予 定 日	年 月 日		
給 水 装 置 番 号		受 付 番 号	
お 客 様 番 号		給 水 負 担 金	円
納 入 期 限	年 月 日		

※申請者は、太枠内を記入してください。

※納入期限は、納入通知書の発行日から起算して40日となる日又は承認された工事の完成予定日のいずれか早い日となります。

様式第1号の4(第3条関係)・下水様式第1号の3(第4条関係)

南京天然水理事業及下水道理事會 編

责任状

又（工事申請書）は、治水改善工事の申請、工事進行およびその他工事に関する一切の事項を下記所定治水改善工事
事業書に添付いたします。

参 照 公 司	中 美 公 司	
工 事 中 断 号 (参 照 号)		港 新 站 公 司 工 事 变 更 号
合 则		合 则
或 否	30	合 则 否 均 是 否
港 新 站 公 司 工 事 变 更 号		
工 事 变 更 号		

※申請者が他人の場合は、武庫欄にその名物及び財産等の武庫を記入してください。

廣東省水運事業及港口下水運事業管理局 編

責任狀

又（工事申請書）は、治水修繕工事の申請、工事進行およびその他工事に関する一切の事項を下記所定治水修繕工事
事業書に添付いたします。

参 照 号	所 属 局
工事申請書（参照号）	建設部工務課工事管理室
色 紙	色 紙
図 紙	合計表 付添書
建設部建設課土木課	
工事名称	

※申請書が他人の場合は、氏名欄にその名 姓及び代表者の氏名を記入してください。

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

0014-1801/96/0000-0000\$05.00/0

1. 10月6日(金)から10月7日(土)の2日間、27日(金)から28日(土)の2日間、29日(日)の3日間、30日(月)の4日間、31日(火)の5日間、11月1日(水)の6日間、2日(木)の7日間、3日(金)の8日間、4日(土)の9日間、5日(日)の10日間、6日(月)の11日間、7日(火)の12日間、8日(水)の13日間、9日(木)の14日間、10日(金)の15日間、11日(土)の16日間、12日(日)の17日間、13日(月)の18日間、14日(火)の19日間、15日(水)の20日間、16日(木)の21日間、17日(金)の22日間、18日(土)の23日間、19日(日)の24日間、20日(月)の25日間、21日(火)の26日間、22日(水)の27日間、23日(木)の28日間、24日(金)の29日間、25日(土)の30日間、26日(日)の31日間、27日(月)の32日間、28日(火)の33日間、29日(水)の34日間、30日(木)の35日間、31日(金)の36日間、12月1日(土)の37日間、2日(日)の38日間、3日(月)の39日間、4日(火)の40日間、5日(水)の41日間、6日(木)の42日間、7日(金)の43日間、8日(土)の44日間、9日(日)の45日間、10日(月)の46日間、11日(火)の47日間、12日(水)の48日間、13日(木)の49日間、14日(金)の50日間、15日(土)の51日間、16日(日)の52日間、17日(月)の53日間、18日(火)の54日間、19日(水)の55日間、20日(木)の56日間、21日(金)の57日間、22日(土)の58日間、23日(日)の59日間、24日(月)の60日間、25日(火)の61日間、26日(水)の62日間、27日(木)の63日間、28日(金)の64日間、29日(土)の65日間、30日(日)の66日間、31日(月)の67日間、12月31日(火)の68日間、1月1日(水)の69日間、2日(木)の70日間、3日(金)の71日間、4日(土)の72日間、5日(日)の73日間、6日(月)の74日間、7日(火)の75日間、8日(水)の76日間、9日(木)の77日間、10日(金)の78日間、11日(土)の79日間、12日(日)の80日間、13日(月)の81日間、14日(火)の82日間、15日(水)の83日間、16日(木)の84日間、17日(金)の85日間、18日(土)の86日間、19日(日)の87日間、20日(月)の88日間、21日(火)の89日間、22日(水)の90日間、23日(木)の91日間、24日(金)の92日間、25日(土)の93日間、26日(日)の94日間、27日(月)の95日間、28日(火)の96日間、29日(水)の97日間、30日(木)の98日間、31日(金)の99日間、2月1日(土)の100日間、2日(日)の101日間、3日(月)の102日間、4日(火)の103日間、5日(水)の104日間、6日(木)の105日間、7日(金)の106日間、8日(土)の107日間、9日(日)の108日間、10日(月)の109日間、11日(火)の110日間、12日(水)の111日間、13日(木)の112日間、14日(金)の113日間、15日(土)の114日間、16日(日)の115日間、17日(月)の116日間、18日(火)の117日間、19日(水)の118日間、20日(木)の119日間、21日(金)の120日間、22日(土)の121日間、23日(日)の122日間、24日(月)の123日間、25日(火)の124日間、26日(水)の125日間、27日(木)の126日間、28日(金)の127日間、29日(土)の128日間、30日(日)の129日間、31日(月)の130日間、3月1日(火)の131日間、2日(水)の132日間、3日(木)の133日間、4日(金)の134日間、5日(土)の135日間、6日(日)の136日間、7日(月)の137日間、8日(火)の138日間、9日(水)の139日間、10日(木)の140日間、11日(金)の141日間、12日(土)の142日間、13日(日)の143日間、14日(月)の144日間、15日(火)の145日間、16日(水)の146日間、17日(木)の147日間、18日(金)の148日間、19日(土)の149日間、20日(日)の150日間、21日(月)の151日間、22日(火)の152日間、23日(水)の153日間、24日(木)の154日間、25日(金)の155日間、26日(土)の156日間、27日(日)の157日間、28日(月)の158日間、29日(火)の159日間、30日(水)の160日間、31日(木)の161日間、4月1日(金)の162日間、2日(土)の163日間、3日(日)の164日間、4日(月)の165日間、5日(火)の166日間、6日(水)の167日間、7日(木)の168日間、8日(金)の169日間、9日(土)の170日間、10日(日)の171日間、11日(月)の172日間、12日(火)の173日間、13日(水)の174日間、14日(木)の175日間、15日(金)の176日間、16日(土)の177日間、17日(日)の178日間、18日(月)の179日間、19日(火)の180日間、20日(水)の181日間、21日(木)の182日間、22日(金)の183日間、23日(土)の184日間、24日(日)の185日間、25日(月)の186日間、26日(火)の187日間、27日(水)の188日間、28日(木)の189日間、29日(金)の190日間、30日(土)の191日間、31日(日)の192日間、5月1日(月)の193日間、2日(火)の194日間、3日(水)の195日間、4日(木)の196日間、5日(金)の197日間、6日(土)の198日間、7日(日)の199日間、8日(月)の200日間、9日(火)の201日間、10日(水)の202日間、11日(木)の203日間、12日(金)の204日間、13日(土)の205日間、14日(日)の206日間、15日(月)の207日間、16日(火)の208日間、17日(水)の209日間、18日(木)の210日間、19日(金)の211日間、20日(土)の212日間、21日(日)の213日間、22日(月)の214日間、23日(火)の215日間、24日(水)の216日間、25日(木)の217日間、26日(金)の218日間、27日(土)の219日間、28日(日)の220日間、29日(月)の221日間、30日(火)の222日間、31日(水)の223日間、6月1日(木)の224日間、2日(金)の225日間、3日(土)の226日間、4日(日)の227日間、5日(月)の228日間、6日(火)の229日間、7日(水)の230日間、8日(木)の231日間、9日(金)の232日間、10日(土)の233日間、11日(日)の234日間、12日(月)の235日間、13日(火)の236日間、14日(水)の237日間、15日(木)の238日間、16日(金)の239日間、17日(土)の240日間、18日(日)の241日間、19日(月)の242日間、20日(火)の243日間、21日(水)の244日間、22日(木)の245日間、23日(金)の246日間、24日(土)の247日間、25日(日)の248日間、26日(月)の249日間、27日(火)の250日間、28日(水)の251日間、29日(木)の252日間、30日(金)の253日間、7月1日(土)の254日間、2日(日)の255日間、3日(月)の256日間、4日(火)の257日間、5日(水)の258日間、6日(木)の259日間、7日(金)の260日間、8日(土)の261日間、9日(日)の262日間、10日(月)の263日間、11日(火)の264日間、12日(水)の265日間、13日(木)の266日間、14日(金)の267日間、15日(土)の268日間、16日(日)の269日間、17日(月)の270日間、18日(火)の271日間、19日(水)の272日間、20日(木)の273日間、21日(金)の274日間、22日(土)の275日間、23日(日)の276日間、24日(月)の277日間、25日(火)の278日間、26日(水)の279日間、27日(木)の280日間、28日(金)の281日間、29日(土)の282日間、30日(日)の283日間、31日(月)の284日間、8月1日(火)の285日間、2日(水)の286日間、3日(木)の287日間、4日(金)の288日間、5日(土)の289日間、6日(日)の290日間、7日(月)の291日間、8日(火)の292日間、9日(水)の293日間、10日(木)の294日間、11日(金)の295日間、12日(土)の296日間、13日(日)の297日間、14日(月)の298日間、15日(火)の299日間、16日(水)の300日間、17日(木)の301日間、18日(金)の302日間、19日(土)の303日間、20日(日)の304日間、21日(月)の305日間、22日(火)の306日間、23日(水)の307日間、24日(木)の308日間、25日(金)の309日間、26日(土)の310日間、27日(日)の311日間、28日(月)の312日間、29日(火)の313日間、30日(水)の314日間、31日(木)の315日間、9月1日(金)の316日間、2日(土)の317日間、3日(日)の318日間、4日(月)の319日間、5日(火)の320日間、6日(水)の321日間、7日(木)の322日間、8日(金)の323日間、9日(土)の324日間、10日(日)の325日間、11日(月)の326日間、12日(火)の327日間、13日(水)の328日間、14日(木)の329日間、15日(金)の330日間、16日(土)の331日間、17日(日)の332日間、18日(月)の333日間、19日(火)の334日間、20日(水)の335日間、21日(木)の336日間、22日(金)の337日間、23日(土)の338日間、24日(日)の339日間、25日(月)の340日間、26日(火)の341日間、27日(水)の342日間、28日(木)の343日間、29日(金)の344日間、30日(土)の345日間、31日(日)の346日間、10月1日(月)の347日間、2日(火)の348日間、3日(水)の349日間、4日(木)の350日間、5日(金)の351日間、6日(土)の352日間、7日(日)の353日間、8日(月)の354日間、

ENTOMOLOGICAL NEWS 1997, 17, 109-110

1. 問題文をよく読み、何を求めよとあるのかを確認する。
2. 問題文の条件を整理する。
 - ① 問題文に「 $\frac{1}{2}$ 」とある場合は、 $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{4}$ 、 $\frac{1}{8}$ 、 $\frac{1}{16}$ 、 $\frac{1}{32}$ 、 $\frac{1}{64}$ 、 $\frac{1}{128}$ 、 $\frac{1}{256}$ 、 $\frac{1}{512}$ 、 $\frac{1}{1024}$ 、 $\frac{1}{2048}$ 、 $\frac{1}{4096}$ 、 $\frac{1}{8192}$ 、 $\frac{1}{16384}$ 、 $\frac{1}{32768}$ 、 $\frac{1}{65536}$ 、 $\frac{1}{131072}$ 、 $\frac{1}{262144}$ 、 $\frac{1}{524288}$ 、 $\frac{1}{1048576}$ 、 $\frac{1}{2097152}$ 、 $\frac{1}{4194304}$ 、 $\frac{1}{8388608}$ 、 $\frac{1}{16777216}$ 、 $\frac{1}{33554432}$ 、 $\frac{1}{67108864}$ 、 $\frac{1}{134217728}$ 、 $\frac{1}{268435456}$ 、 $\frac{1}{536870912}$ 、 $\frac{1}{1073741824}$ 、 $\frac{1}{2147483648}$ 、 $\frac{1}{4294967296}$ 、 $\frac{1}{8589934592}$ 、 $\frac{1}{17179869184}$ 、 $\frac{1}{34359738368}$ 、 $\frac{1}{68719476736}$ 、 $\frac{1}{137438953472}$ 、 $\frac{1}{274877906944}$ 、 $\frac{1}{549755813888}$ 、 $\frac{1}{1099511627776}$ 、 $\frac{1}{2199023255552}$ 、 $\frac{1}{4398046511104}$ 、 $\frac{1}{8796093022208}$ 、 $\frac{1}{17592186044416}$ 、 $\frac{1}{35184372088832}$ 、 $\frac{1}{70368744177664}$ 、 $\frac{1}{140737488355328}$ 、 $\frac{1}{281474976710656}$ 、 $\frac{1}{562949953421312}$ 、 $\frac{1}{1125899906842624}$ 、 $\frac{1}{2251799813685248}$ 、 $\frac{1}{4503599627370496}$ 、 $\frac{1}{9007199254740992}$ 、 $\frac{1}{18014398509481984}$ 、 $\frac{1}{36028797018963968}$ 、 $\frac{1}{72057594037927936}$ 、 $\frac{1}{144115188075855872}$ 、 $\frac{1}{288230376151711744}$ 、 $\frac{1}{576460752303423488}$ 、 $\frac{1}{1152921504606846976}$ 、 $\frac{1}{2305843009213693952}$ 、 $\frac{1}{4611686018427387904}$ 、 $\frac{1}{9223372036854775808}$ 、 $\frac{1}{18446744073709551616}$ 、 $\frac{1}{36893488147419103232}$ 、 $\frac{1}{73786976294838206464}$ 、 $\frac{1}{147573952589676412928}$ 、 $\frac{1}{295147905179352825856}$ 、 $\frac{1}{590295810358705651712}$ 、 $\frac{1}{1180591620717411303424}$ 、 $\frac{1}{2361183241434822606848}$ 、 $\frac{1}{4722366482869645213696}$ 、 $\frac{1}{9444732965739290427392}$ 、 $\frac{1}{18889465931478580854784}$ 、 $\frac{1}{37778931862957161709568}$ 、 $\frac{1}{75557863725914323419136}$ 、 $\frac{1}{151115727451828646838272}$ 、 $\frac{1}{302231454903657293676544}$ 、 $\frac{1}{604462909807314587353088}$ 、 $\frac{1}{1208925819614629174706176}$ 、 $\frac{1}{2417851639229258349412352}$ 、 $\frac{1}{4835703278458516698824704}$ 、 $\frac{1}{9671406556917033397649408}$ 、 $\frac{1}{19342813113834066795298816}$ 、 $\frac{1}{38685626227668133590597632}$ 、 $\frac{1}{77371252455336267181195264}$ 、 $\frac{1}{154742504910672534362390528}$ 、 $\frac{1}{309485009821345068724781056}$ 、 $\frac{1}{618970019642690137449562112}$ 、 $\frac{1}{1237940039285380274899124224}$ 、 $\frac{1}{2475880078570760549798248448}$ 、 $\frac{1}{4951760157141521099596496896}$ 、 $\frac{1}{9903520314283042199192993792}$ 、 $\frac{1}{19807040628566084398385987584}$ 、 $\frac{1}{39614081257132168796771975168}$ 、 $\frac{1}{79228162514264337593543950336}$ 、 $\frac{1}{158456325028528675187087900672}$ 、 $\frac{1}{316912650057057350374175801344}$ 、 $\frac{1}{633825300114114700748351602688}$ 、 $\frac{1}{1267650600228229401496703205376}$ 、 $\frac{1}{2535301200456458802993406410752}$ 、 $\frac{1}{5070602400912917605986812821504}$ 、 $\frac{1}{10141204801825835211973625643008}$ 、 $\frac{1}{20282409603651670423947251286016}$ 、 $\frac{1}{40564819207303340847894502572032}$ 、 $\frac{1}{81129638414606681695789005144064}$ 、 $\frac{1}{162259276829213363391578010288128}$ 、 $\frac{1}{324518553658426726783156020576256}$ 、 $\frac{1}{649037107316853453566312041152512}$ 、 $\frac{1}{1298074214633706907132624082305024}$ 、 $\frac{1}{2596148429267413814265248164610048}$ 、 $\frac{1}{5192296858534827628530496329220096}$ 、 $\frac{1}{10384593717069655257060992658440192}$ 、 $\frac{1}{20769187434139310514121985316880384}$ 、 $\frac{1}{41538374868278621028243970633760768}$ 、 $\frac{1}{83076749736557242056487941267521536}$ 、 $\frac{1}{166153499473114484112975882535043072}$ 、 $\frac{1}{332306998946228968225951765070086144}$ 、 $\frac{1}{664613997892457936451903530140172288}$ 、 $\frac{1}{1329227995784915872903807060280344576}$ 、 $\frac{1}{2658455991569831745807614120560689152}$ 、 $\frac{1}{5316911983139663491615228241121378304}$ 、 $\frac{1}{10633823966279326983230456482242756608}$ 、 $\frac{1}{21267647932558653966460912964485513216}$ 、 $\frac{1}{42535295865117307932921825928971026432}$ 、 $\frac{1}{85070591730234615865843651857942052864}$ 、 $\frac{1}{170141183460469231731687303715884105728}$ 、 $\frac{1}{340282366920938463463374607431768211456}$ 、 $\frac{1}{680564733841876926926749214863536422912}$ 、 $\frac{1}{13611294$

[illegible]

- [illegible]

【研究費】研究費は、研究費助成事業（科学研究費助成事業）から提供された。

- [illegible]

總編輯：鄭明和

1. 本報告は、本報告書に添付された資料に基づき作成されたものである。本報告書の作成に当たっては、関係機関・団体等との協力を得た。また、本報告書の作成に当たっては、関係機関・団体等との協力を得た。また、本報告書の作成に当たっては、関係機関・団体等との協力を得た。

2. 總計(1)及(2)之總和(3) = 總計(1) + 總計(2)

- [illegible]

6. 结论

1. 本會為辦理「2015年台灣省立美術館展覽季」活動，特於2015年12月22日（星期三）下午2時至4時，在臺南市美術館1樓大廳舉行「2015年台灣省立美術館展覽季」開幕典禮，敬請貴會代表蒞臨指導，並與本會代表合影，以昭大信。
2. 本會為辦理「2015年台灣省立美術館展覽季」活動，特於2015年12月22日（星期三）下午2時至4時，在臺南市美術館1樓大廳舉行「2015年台灣省立美術館展覽季」開幕典禮，敬請貴會代表蒞臨指導，並與本會代表合影，以昭大信。
3. 本會為辦理「2015年台灣省立美術館展覽季」活動，特於2015年12月22日（星期三）下午2時至4時，在臺南市美術館1樓大廳舉行「2015年台灣省立美術館展覽季」開幕典禮，敬請貴會代表蒞臨指導，並與本會代表合影，以昭大信。
4. 本會為辦理「2015年台灣省立美術館展覽季」活動，特於2015年12月22日（星期三）下午2時至4時，在臺南市美術館1樓大廳舉行「2015年台灣省立美術館展覽季」開幕典禮，敬請貴會代表蒞臨指導，並與本會代表合影，以昭大信。

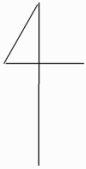
85. 江東隆雄, 1996, 400頁。

- 図 13 遷移確率 (14) の計算が容易になるように α を、最も近い π の整数倍に置き、移すべき定数項を α の関数として表す。

様式第 2 号(第 12 条関係)

料 課	金 長	営 係	業 長	係	量 係	水 器 長	係	
メーター（亡失・損傷）届出書 年 月 日 鹿児島市水道事業及び 公共下水道事業管理者 殿 届出者 住 所 氏名又は名称（法人にあつてはその代表者の氏名） 鹿児島市給水条例施行規程第 12 条の規定により、次のとおり届け出ます。								
給水装置		設 置 場 所	鹿児島市 町 番 号					
		種別・番号	専用・共用 第 号					
メーターの種別・番号			品 名 口 径 第 号					
所 有 者			鹿児島市 町 番 号					
使 用 者 又 は 代 表 者			鹿児島市 町 番 号					
理 由								
備 考								

様式第 2 号の 2(第 14 条関係)

臨時給水許可申請書						
年 月 日						
鹿児島市水道事業及び 公共下水道事業管理者 殿						
住 所						
申請者 氏名又は名称(法人にあつてはその代表者の氏名)						
(印)自署の場合は押印不要						
鹿児島市給水条例施行規程第 14 条の規定により、次のとおり申請します。						
使 用 目 的						
使 用 方 法						
公 設 消 火 栓 ^{せん} 設置場所 その他の水道施設		鹿児島市 町 番 号 方先道路上				
使 用 時 間		年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで (使用時間合計 分)				
使 用 水 量		立方メートル	現 場 責任者名			
付近見取図 N  備考 1 現場位置がわかりやすいように記入してください。 2 使用か所は、赤線^{せん}で記入し、公設消火栓その他の水道施設からの距離も記入してください。						
決 裁 欄	水 道 部 長			確 認 欄	使用時間	月 日 時 分から 月 日 時 分まで
					計	分
	料 金 課 長				使用水量	立方メートル
					水道料金	円
	水 道 管 路 課 長				その他費用	円
				計	円	

様式第2号の3(第15条関係)

料 課	金 長	営 係	業 長	係	量 係	水 器 長	係		給 排 水 設 備 課 長	管 理 指 導 係 長	係
水 道 使 用 申 込 書 年 月 日 鹿児島市水道事業及び 公共下水道事業管理者 殿 届出者 住 所 氏名又は名称（法人にあつてはその代表者の氏名） 鹿児島市給水条例施行規程第15条の規定により、次のとおり申込みます。											
給水装置設置場所		鹿児島市 町 丁目 番 番地号									
お 客 様 番 号				量 水 器	種別・番号						
給 水 装 置 番 号		第 号			口 径 ・ 指 針		mm m ³				
開 始		年 月 日			有 効 期 限		年 月				
工 事 施 行		有 無		施 行 者							
所 有 者		鹿児島市 町 丁目 番 番地号									
		フリガナ									
使用者又は代表者		鹿児島市 町 丁目 番 番地号									
		フリガナ									
集 金 先		鹿児島市 町 丁目 番 番地号									
		フリガナ									
		電話番号 ()									
備 考											

給水様式第3号(給水規程第16条関係)・下水様式第7号(下水規程第17条関係)
年 月 日

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者 殿

給水装置 (休 止 ・ 廃 止) 届出書
排水設備 (開始・休止・廃止)

届 出 者 住 所
氏名または名称(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

鹿児島市給水条例施行規程第 16 条第 1 号 の規定により、次のとおり届け出ます。
鹿児島市下水道条例施行規程第 17 条第 1 号

給水装置 設置場所 排水設備	鹿児島市			
お 客 様 番 号		量 水 器	種別・番号	
給 水 装 置 番 号	第 号		口径・指針	mm m ³
排 水 設 備 番 号	第 号		有効期限	年 月
開始・休止・廃止	年 月 日	施 行 者		
工 事 施 行	有 無			
※法人の場合、氏名欄には「その法人の名称及び代表者の氏名」を記載してください。				
所 有 者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
使用者又は代表者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
集 金 先	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	電話番号 ()			
備 考				

様式第 3 号の 2(第 16 条関係)

料金課長	営業係長	係										
プールの休止期間届出書												
年 月 日												
鹿児島市水道事業及び 公共下水道事業管理者 殿												
届出者 住 所												
氏名又は名称（法人にあつてはその代表者の氏名）												
鹿児島市給水条例施行規程第 16 条第 1 号の規定により、次のとおり届け出ます。												
お 客 様 番 号										給水装置番号 第		号
給水装置設置場所	町 番地 鹿児島市											
	丁目 番 号											
使 用 者	名 称											
	氏名（代表者）											
休 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで											
	年 月 日から 年 月 日まで											
備 考												

（注） 届け出の休止期間が終了したときは、水道の使用が再開されたものとみなす。

様式第 4 号(第 16 条関係)

料 金 課 長	営 業 係 長	係	量水器係 長		給 排 水 設 備 課 長	南 部 ・ 北 部 審 査 係 長	管 理 指 導 係 長	係	端 末 操 作 者
給水装置（用途・種別）変更届出書 年 月 日 鹿児島市水道事業及び 公共下水道事業管理者 殿 届出者 住 所 氏名又は名称（法人にあつてはその代表者の氏名） 鹿児島市給水条例施行規程第 16 条第 2 号の規定により、次のとおり届け出ます。									
給 水 装 置 設 置 場 所		鹿児島市 町 番地 丁目 番 号							
種 別 の 変 更		現行種別番号		給水装置 第 号					
		変更種別番号		給水装置 第 号					
用 途 の 変 更		現行用途番号		第 号					
		変更用途番号		第 号					
所 有 者		鹿児島市 町 番地 丁目 番 号							
		フリガナ							
使用者又は代表者		鹿児島市 町 番地 丁目 番 号							
		フリガナ							
変 更 事 由									
水 道 メ ー タ ー		種 別		番 号					
		口 径	mm	指 針	m ³				
共 用 給 水 装 置 使 用 戸 数									
施 行 者									
変 更 年 月 日		年 月 日							
備 考									

様式第 5 号(第 16 条関係)

料 金 課	営 業 係	係	給 排 水 設 備 課 長	管理 指導 係 長	係	水道管路 課 長	南 部 ・ 北 部 維 持 係 長	係
私設^{せん}消火栓演習使用届出書 年 月 日 鹿児島市水道事業及び 公共下水道事業管理者 殿 住 所 届出者 氏名又は名称(法人にあつてはその代表者の氏名) (印) 自署の場合は押印不要 鹿児島市給水条例施行規程第 16 条第 3 号の規定により、次のとおり届け出ます。								
給 水 装 置 設 置 場 所		鹿児島市 町 番 号						
種 別 ・ 番 号		消火栓 ^{せん} 第 号						
所 有 者		鹿児島市 町 番 号						
使 用 者		鹿児島市 町 番 号						
使用 ^{せん} 栓数及び回数		個 回						
使 用 時 間		月 日 時 分から 月 日 時 時 分まで						
立 会 報 告								
使 用 時 間		時 分から 分間 時 分まで		使用 ^{せん} 栓数及び回数		個 分間 回		
封 印		月 日		立 会 者				
告知月日及び番号		月 日 告第 号		水 道 料 金		円		

給水様式第6号(給水規程第16条・第17条関係)・下水様式第8号(下水規程第17条関係)

年 月 日

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者 殿

給水装置 兼 受水槽設備(代表者・管理人) 選定届出書
排水設備管理人

届出者

住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

鹿児島市給水条例施行規程第16条第4項及び第17条第2項 の規定により、次のとおり
鹿児島市下水道条例施行規程第17条第2項
届け出ます。

工事箇所	鹿児島市						
給水装置番号			お 客 様 番 号				
排水設備番号							
代表者又は管理人	鹿児島市						
	フリガナ						
	電話番号						
受 水 槽 容 量(※)	受水槽	容量		m ³	有効		m ³
	高置水槽	容量		m ³	有効		m ³
備 考							

※受水槽を設置する場合のみ、ご記入ください。

給水様式第7号(給水規程第16条関係)・下水様式第9号(下水規程第17条関係)

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者 殿						年	月	日
給水装置(所有者・使用者・管理人)						異動届出書		
排水設備(所有者・使用者・管理人)								
届出者								
住所								
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)								
電話番号								
鹿児島市給水条例施行規程第16条第5号						の規定により、次のとおり届け出ます。		
鹿児島市下水道条例施行規程第17条第3号								
給水装置 排水設備		設置場所						
給水装置 番号	第	号	排水設備 番号	第	号	お客様 番号		
		新			旧			
所有者	住所							
	フリガナ							
	氏名							
		(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
	電話番号							
使用者	住所							
	フリガナ							
	氏名							
	電話番号							
所有者が鹿児島市外在住または建物に受水槽が設置されている場合は、以下に市内在住の管理人の記入も必要です。								
管理人	住所							
	フリガナ							
	氏名							
	電話番号							
備考欄								

(注意) 本届出書の内容について、後日利害関係人等からの異議申し立てがあっても、水道局は、一切その責任を負いません。

様式第 8 号(第 16 条関係)

料 金 係	業 係	係	給 排 水 設備課長	管理 指導 係長	係	水道管路 課 長	南 部 ・ 北 部 維 持 係 長	係
私 設 消 火 栓 使 用 届 出 書 年 月 日 鹿児島市水道事業及び 公共下水道事業管理者 殿 住 所 届出者 氏名又は名称(法人にあつてはその代表者の氏名) 鹿児島市給水条例施行規程第 16 条第 6 号の規定により、次のとおり届け出ます。								
給 水 装 置 設 置 場 所		鹿児島市 町 番 号						
種 別 ・ 番 号		消火栓 第 号						
所 有 者		鹿児島市 町 番 号						
使 用 者		鹿児島市 町 番 号						
使用栓数及び回数		個 回						
使 用 時 間		月 日 時 分 から 月 日 時 分 まで						

様式第 9 号(第 16 条関係)

料 課	金 長	営 係	業 長	係		給 設	排 備	水 課	管 理	指 導	長	係
共用給水装置使用世帯数異動届出書 年 月 日 鹿児島市水道事業及び 公共下水道事業管理者 殿 住 所 届出者 氏名又は名称（法人にあつてはその代表者の氏名） 鹿児島市給水条例施行規程第 16 条第 7 号の規定により、次のとおり届け出ます。												
給 水 装 置 設 置 場 所		鹿児島市 町 番 号										
共 用 栓 番 号		第 号										
異 動 世 帯		新 旧 世 帯 世 帯										
使 用 者 名		使 用 者 名			使 用 者 名			使 用 者 名				
代 表 者												

様式第 10 号(第 18 条関係)

料金 課長	営 業 係 長	係	量水器 係 長	係	給排水 設備 課 長	管理 指導 係長	南部・ 北部審 査係長	係	設備 調査 係長	係	水運 用課 長	水質 係長	係
給水装置・水質検査請求書 年 月 日 鹿児島市水道事業及び 公共下水道事業管理者 殿 届出者 住 所 氏名又は名称（法人にあつてはその代表者の氏名） 鹿児島市給水条例施行規程第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。													
給 水 装 置 設 置 場 所			鹿児島市 町 番地 丁目 番 号										
お 客 様 番 号					量	種別・番号							
給 水 装 置 番 号			第 号		水	口径・指針		mm		m ³			
種 別			専用・共用・消火栓		器	有 効 期 限		年		月			
検 査 項 目			水 質・メーター・そ の 他										
所 有 者			鹿児島市 町 番地 丁目 番 号										
			フリガナ -----										
使用者又は代表者			鹿児島市 町 番地 丁目 番 号										
			フリガナ -----										
理 由													
備 考													

様式第 12 号(第 20 条関係)

	
短径 2 センチメートル長径 3 センチメートル縁 2 ミリメートルの楕円 形文字、局章、番号及び縁を除く部分は黒色	

様式第13号(第26条関係)

料 課	金 長	営 係	業 長	係	受 付 番 号	
					第 号	
					適	否
					年 月 日	
ア パ ー ト 料 金 適 用 申 請 書 (新 規 ・ 変 更 ・ 解 除)						
鹿児島市水道事業及び 公共下水道事業管理者 殿						
申請者 住 所 氏名又は名称(法人にあつてはその代表者の氏名)						
鹿児島市給水条例施行規程第26条第1項の規定により、次のとおり申請します。なお、 戸数等に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。						
給水装置設置場所		鹿児島市 町 番地 丁目 番 号				
お 客 様 番 号		給 水 装 置 番 号				
所 有 者 氏 名		電 話 番 号		—		
戸 数		戸 舗 等		(1)無 (2)有 件		
(満室時戸数		戸)				
※ 請 求 先	住 所	町 番地 丁目 番 号				
	氏 名	電 話 番 号		—		
備 考						
【水道局記入欄】						
1 給水装置台帳確認日 年 月 日						
2 現地確認日 年 月 日						
3 満室時戸数 戸 4 変更前戸数 戸						
5 店舗、事務所等						
店 舗 等 名		代 表 者	請 求 先 住 所	電 話	計 量 方 法	
					自己申告	局 検 針

注 ※は、水道料金の請求を給水装置設置場所と別の場所に希望する場合にのみ記入すること。

様式第 14 号(第 31 条第 1 項関係)

船 舶 給 水 業 届 出 書	
年 月 日	
鹿児島市水道事業及び 公共下水道事業管理者 殿	
申請者	住 所 氏名又は名称（法人にあつては その代表者の氏名）
鹿児島市給水条例施行規程第 31 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 経営の目的 2 供給する場所 (給水装置設置場所) 3 供給料金 4 供給の方法 5 供給予定量 6 供給する期間 7 その他の供給条件	

様式第1号(第2条・第5条・第27条関係)

(令8水道局規程18・全改)

給水様式第1号(給水規程第2条・第5条・第27条関係)・下水様式第1号(下水規程第3条・第6条関係)

(令8水道局規程18・全改)

様式第1号の2(第2条関係)

(平29水道局規程10・全改、令3水道局規程5・一部改正)

様式第1号の3(第6条の2関係)

(令2水道局規程7・追加、令3水道局規程5・令6水道局規程5・一部改正)

様式第1号の4(第3条関係)・下水様式第1号の3(第4条関係)

(令8水道局規程18・全改)

様式第2号(第12条関係)

(平7水道局規程5・追加、平13水道局規程3・平31水道局規程12・令3水道局規程5・一部改正)

様式第2号の2(第14条関係)

(昭60水道局規程21・平元水道局規程5・平2水道局規程2・平7水道局規程5・平13水道局規程3・平31水道局規程12・令3水道局規程5・一部改正)

様式第2号の3(第15条関係)

(平10水道局規程4・追加、平13水道局規程3・平13水道局規程21・平31水道局規程12・令6水道局規程5・一部改正)

給水様式第3号(給水規程第16条関係)・下水様式第7号(下水規程第17条関係)

(令7水道局規程2・全改)

様式第3号の2(第16条関係)

(平10水道局規程4・追加、平13水道局規程3・平31水道局規程12・令3水道局規程5・一部改正)

様式第4号(第16条関係)

(平7水道局規程5・全改、平10水道局規程4・平13水道局規程3・平31水道局規程12・令3水道局規程5・令6水道局規程5・一部改正)

様式第5号(第16条関係)

(昭60水道局規程21・平元水道局規程5・平2水道局規程2・平7水道局規程5・平10水道局規程4・平13水道局規程3・平31水道局規程12・令3水道局規程5・令6水道局規程5・一部改正)

給水様式第6号(給水規程第16条・第17条関係)・下水様式第8号(下水規程第17条関係)

(令7水道局規程2・全改)

給水様式第7号(給水規程第16条関係)・下水様式第9号(下水規程第17条関係)

(令8水道局規程18・全改)

様式第8号(第16条関係)

(昭60水道局規程21・平元水道局規程5・平2水道局規程2・平7水道局規程5・平10水道局規程4・平13水道局規程3・平31水道局規程12・令3水道局規程5・令6水道局規程5・一部改正)

様式第9号(第16条関係)

(昭60水道局規程21・平元水道局規程5・平2水道局規程2・平7水道局規程5・平10水道局規程4・平13水道局規程3・平31水道局規程12・令3水道局規程5・令6水道局規程5・一部改正)

様式第10号(第18条関係)

(平10水道局規程4・全改、平13水道局規程3・平14水道局規程22・平31水道局規程12・令3水道局規程5・令6水道局規程5・一部改正)

様式第11号 削除

(平10水道局規程4)

様式第12号(第20条関係)

(昭60水道局規程21・平10水道局規程4・一部改正)

様式第13号(第26条関係)

(平14水道局規程19・全改、平23水道局規程4・平31水道局規程12・令3水道局規程5・一部改正)

様式第14号(第31条第1項関係)

(昭60水道局規程21・平元水道局規程5・平10水道局規程4・令3水道局規程5・一部改正)